

「取手駅西口開発住民訴訟」 経過と会計報告

・・・裁判の経過・・・

- 2013年 1月 8日 監査請求「公有地売却に関する措置請求」提出
- 3月 8日 監査結果は「不当な財産処分に当たらず市の損害は認められない」とし棄却
- 4月 8日 市長らに5900万円弁済求め提訴（原告小泉等7人）
- 14日 「西口開発の住民訴訟を進める会」発足集会
- 5月24日 第1回裁判
- 12月15日 住民訴訟報告集会
- 2014年 5月18日 住民訴訟1周年報告集会
- 2015年 4月 4日 住民訴訟報告集会
- 2019年10月25日 証人尋問（原告側：小泉・加増・高木 被告側：海老原）
- 2020年 1月31日 結審

提訴から結審までの7年間に31回の裁判、その間50件にわたる準備書面の応酬が行われました。「市議会開催」を理由に被告側の事情で遅延することしばしばでした。

取手駅西口開発の住民訴訟を進める会会計報告（暫定）

2013年3月19日～2020年3月10日

<収入>		<支出>	
原告団（7名）	403,000	法律・鑑定相談料	9,000
会費（356口）	356,000	弁護士費用	330,000
カンパ	917,820	弁護士経費	318,576
利子	64	鑑定料	630,000
		印刷・コピー代	191,922
		報告会案内ハガキ	8,200
		会場使用料	11,900
		謝礼	40,000
		振替通知票再発行	2,570
		交通費	5,000
		振替口座開設	5,000
		振替振込書作成	3,100
		雑費	7,705
		残高	113,911
合 計	1,676,884 円	合 計	1,676,884 円

本ニュースレター発行経費は、4月1日現在会の会計残高で賄われました。
ご協力ありがとうございました。 2020年4月

西口開発の住民訴訟をすすめる会

取手駅西口開発の住民訴訟をすすめる会

ニュースレター



2020年4月 号外

発行責任者 小泉 真理子
電 話：0297-82-5615

訴訟の核心

「公有地格安売却」に

水戸地裁

判断
示さず



売却前の公有地C街区＝2011年7月

取手駅西口開発住民訴訟終結！

西口開発住民訴訟の判決は、市長が「公有地の格安売却で市に損失をもたらした」との裁判の核心についての判断を示さず、疑惑ははまだ解明されないまま原告の敗訴となりました。

今回の裁判は終わりましたが、今後も市政の違法・不当な税金の使い方についての監視活動を続けていきたいと思います。ご協力をどうぞお願いします。会として裁判の報告会を速やかに行うところですが、新型コロナの感染拡大に考慮し「西口開発住民訴訟報告集会」を適切な時期に開催させていただきます。

会員の皆さまにはあらためてご案内を申し上げますのでご参加ください。

2020年4月 取手駅西口開発住民訴訟原告団
取手駅西口開発住民訴訟を進める会

ご挨拶

私達が平成25年に提起した住民訴訟は「不当利得返還請求」と言いますが、令和2年1月31日に水戸地裁において敗訴の判決がありました。

この裁判は大きく分けて2つの事案で争ったものです。その一つは「西口駅前に取手市と茨城県が共同で所有していた土地を市長の知り合いに安く売却したので、取手市が被った損害2400万円を、取手市長と当時の幹部職員で弁償せよ」というものでした。この裁判の中で、不動産鑑定の問題がいろいろ出てきて、長期間そのことで被告側と論争しました。

もう一点は、「売却先に有利にする為に、不要な造成工事をしたので、その費用3500万円を市に返還せよ」というものです。

一点目の土地売却については、監

査の請求期間が契約時点から1年以内と決められているのに、その期間を過ぎていたということ、却下となっていました。

この件に関しては原告の不注意でもあります。訴訟の前の取手市監査委員に対する住民監査請求で却下されるべきものでした。請求条件を満たしているかどうか十分に審査しなかったのです。しかし、この問題は両陣営の弁護士も裁判官も約5年間気付かず、5年程してから裁判官が気づいたのです。こんな偶然が重なるのは珍しいことでしょう。

二点目の造成工事については、
・盛土すること自体必要であったかは疑問がある

・松本が事業者になることを想定し、かつその事業計画の内容を

知っており、松本の事業用計画であれば造成しても無駄にならないと考えていたと推測することは非合理とは言えない。

としながら、裁量権の逸脱または濫用とまでは言えないという理由で棄却されてしまいました。

非常に残念ですが、新たな証拠も提出できる見込みがないので、原告団としては控訴を断念し、敗訴が確定しました。

皆様には多大なご支援をいただきましたのに、残念な結果報告となってしまい、申し訳なく思っております。また、長い間温かく見守っていただき、金銭面でもご支援頂いたことに深く感謝いたしております。

原告団 団長 小泉真理子

取手駅西口開発住民訴訟を担当して

弁護士 谷 萩 陽 一

1 この事件の核心は、藤井市長が特定の業者(松本眼科)の便宜をはかる目的でこの事業を行った、という点でした。その立証には、売却価格が相場より不当に安いこと、当初から売却先を松本眼科に予定していたこと、造成工事も、松本眼科に売却しなければ必要なかったこと、の立証が必要でした。

2 不当に安く売却した、という点では不動産鑑定論争になりました。原告側でお願いした(株)よつば鑑定(北川憲不動産鑑定士)は、取手市の依頼した村上鑑定士の鑑定を徹底的に批判し、適正な価格はもっと高額であるとの意見をまとめて下さいました。その論理は国の不動産鑑定評価基準に依拠したもので、強い説得力を持つものでした。取手市から反論が出るたびに反論の意見書を作成された粘り強さと専門家としての揺るぎなさには感服しました。この論点が却下されて判決で判断されなかったのは残念でしたが、(株)よつば鑑定とのつながりは貴重な財産になったと思います。

3 当初から売却先を松本眼科に予定していた、という点については、これをうかがわせるいくつもの事実がありました。応募要項の公表から応募までの期間が9日間しかないこと、実質的に随意契約であったにもかかわらず、財産管理委員会には必要な書類が提出されていないこと、松本眼科の関係者が予定地周辺の土地を押さえていたこと、公募前に市が松本眼科の計画に合わせた進入路の検討をしていたこと、そして藤井市長が市長選の演説で松本眼科の名をあげていたこと等々。

監査請求期限の関係でこうした点の判断が示されなかったのも残念でしたが、海老原証人の尋問では、あらためて一連の手続きが不自然で異例なものであったことが浮き彫りになったと思います。

4 約3500万円の盛土・造成工事について、判決では、応募する事業者の事業内容によっては、盛土工事をして無意味になる可能性があったにもかかわらず、これを実施したのは、「取手市において松本が事業者になる可能性を想定し、かつ、その事業内容を知っており、松本の事業計画であれば盛土工事をして無意味にならないと考えていたからではないか、と推測することもあながち非合理とはいえない。」と判示しました。直接の証拠はないとして違法とは認めませんでした。取手市を土俵際まで追い詰めたといえるでしょう。

5 結論的に勝訴することはできませんでしたが、提訴から7年という期間、市長側を苦しめたことは間違いありません。この経験を引き継いで、行政の不正や違法を許さない住民力を高めて行かれることを期待します。

基礎工事のC街区



医療ビルに直結する工事の歩行者デッキ



余りに高額 成功報酬1,320万円

取手市 被告代理人弁護士へ支払い

令和2年1月31日結審、取手市側の勝訴により、市は弁護士に成功報酬を支払う補正予算を3月議会に上程しました。その金額、なんと1,320万円！

下の比較表を見る限り、取手市の住民訴訟の弁護士報酬はあまりにも高額ではないでしょうか。どの裁判も、自治体が顧問契約している弁護士事務所へ委託していますが、見ると日当交通費まで支払っているのは当該住民訴訟だけです。また、報酬金額の計算根拠は賠償請求額5,900万円に5%の遅延損害金約7年分を加えた8,300万円を経済的利益としてとのことですが、そもそも今回の裁判では、金銭の授受

はありません。取手市としては収入も支出もありませんでした。反対にもし市側が敗訴していたとしたら、市長及び担当職員から市に弁済されるという裁判でした。

しかし、当該補正予算は賛成多数で可決、支払いが決定してしまいました。採決に際し、ある議員は賛成討論として「この弁護士報酬について中身は議会で議論しても、金額については議会で疑義を呈して決める問題ではない」と発言。そのような考えで、果たして議会のチェック機能は、正常に働くのでしょうか。非常に疑問です。

(単位千円)

案件	取手市 住民訴訟	龍ヶ崎地方衛生組合	土浦市朝日トンネル	取手市他2市町火葬場組合	土浦市 右羽配水場
期間	H25.4~R1.1 6年9ヶ月	H20.12~H24.7 3年7ヶ月	H21.4~H26.3 5年	H21.11~H25.8 3年9ヶ月	H20.12~H24.7 3年7ヶ月
賠償請求額 (経済的利益)	59,000 (83,000)	350,000	33,880	不明	3,496
着手金(A)	2,583	7,770	1,000	3,384	788
日当交通費(B)	1,137	0	0		0
報酬(C)	13,200	10,500	4,182	9,181	3,038
弁護士費用合計 A+B+C	16,920	18,270	5,182	12,565	3,826
提訴理由	市の土地を不当に安く売却し、市に損害を与えた	談合	県の事業であるはずのものを市の事業にし、財源を無駄に使った	火葬場施設の移設を求めた	配水場建設は無駄な支出になる(敗訴したため、市は建設費支出)
結果	取手市勝訴 収入はゼロ	和解 1億6千万円収入	土浦市勝訴	和解協議不調、裁判所決定	土浦市勝訴
裁判所	水戸地方裁判所		最高裁 棄却	水戸地方裁判所	最高裁 棄却
控訴			あり	なし	あり

※土浦市の場合上告に際しての着手金は無い。報酬には交通費・日当が含まれている。

